

# 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 技能講習 ご 案 内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第 127 号） 登録有効期間 2029 年 3 月 30 日  
建設業労働災害防止協会 青森県支部  
（略称：建災防）

労働安全衛生法第 14 条（作業主任者）の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、掘削面の高さが 2m 以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業については、作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮、厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。

## 1. 開催日時、会場及び定員等

日 時 : 令和 8 年 7 月 7 日（火）～ 7 月 9 日（木）

1 日目 8 : 55 ～ 15 : 40

2 日目 8 : 55 ～ 16 : 40

3 日目 8 : 55 ～ 16 : 20

会 場 : 中弘南黒建設会館 3 階 「大会議室」

定 員 : 50 名

締 切 り : 6 月 30 日（火）までにお申込みください。

締切り日以前でも定員に達した場合、受付を終了いたします。

当会館駐車場は利用できません。近隣の有料コインパーキングを各自ご利用ください。

## 2. 受講料

区 分	講習科目 (次頁 3. 講習 科目参照)	合 計 (消費税込み)		内 訳		
		会 員	非会員	受講料	テキスト代	
全 科 目	①②③④⑤ 17 時間	会 員	16,970 円	14,000 円		
		非会員	17,300 円			
一 部 免 除	(1) 地山掘削作業主任者	②⑤ 6 時間 30 分	会 員	12,470 円	9,500 円	
		非会員	12,800 円			
	(2) 土止め支保工作業主任者 (4) とび科指導員免許	①⑤ 7 時間	会 員	12,970 円	10,000 円	会 員 2,970 円
			非会員	13,300 円		
	(3) とび科 1 級又は 2 級技能検定	①④⑤ 8 時間 30 分	会 員	14,970 円	12,000 円	非会員 3,300 円
			非会員	15,300 円		
	(5) 機械施工技術検定	②④⑤ 8 時間	会 員	14,470 円	11,500 円	
			非会員	14,800 円		
	(6) 土木施工管理技士	④⑤ 3 時間	会 員	10,970 円	8,000 円	
			非会員	11,300 円		
	(7) 建設科、土木科、 さく井科職業訓練指導員免許	⑤ 1 時間 30 分	会 員	8,970 円	6,000 円	
			非会員	9,300 円		

※ テキストは講習当日にお渡しします。

### 3. 講習科目及び時間

	講習科目名	時間
1 日目	① 作業の方法に関する知識〔地山の掘削〕	5 時間 30 分
2 日目	② 作業の方法に関する知識〔土止め支保工〕	5 時間
2 日目・3 日目	③ 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3 時間 30 分
3 日目	④ 作業員に対する教育等に関する知識	1 時間 30 分
	⑤ 関係法令	1 時間 30 分
計		17 時間
修了試験		1 時間

修了試験を合格した者には、1 週間程で青森県支部より、簡易書留にて修了証を送付いたします。

### 4. 受講資格

- (1) 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に 3 年以上 従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け又は取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの
- (3) 作業経験年数は満 18 歳からの年数となります。  
満 18 歳未満の期間は含みませんのでご注意ください。(年少者労働基準規則第 8 条)

### 5. 一部科目免除について

一部科目免除のある方は、申込書に有資格証(写)を添付していただきます。

当日の申告は認められませんので、必ず申込み時にお願いいたします。

- (1) 地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者
- (3) 職業能力開発促進法施行令(昭和 44 年政令第 258 号)別表第 1 に掲げる検定職種のうち、とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者
- (4) 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者
- (5) 建設業法施行令第 34 条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者  
※ 建設機械施工管理技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクタ一系建設機械操作施行法若しくはショベル系建設機械操作施行法を選択しなかったもの又は 2 級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和 3 年国土交通省告示第 102 号)に定められた第 4 種から第 6 種までの種別に該当するものに合格した者を除く。
- (6) 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 34 条に規定する土木施工管理技術検定に合格した者  
※ 令和 3 年 4 月に建設業法の改正に伴い新設された、「施工管理技士補」は一部免除の対象にはなりません。
- (7) 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

## 6. 申込方法

人数が少ないと延期または中止になる場合もあります。

【提出書類】下記の書類等を郵送または窓口にて、ご提出ください。(FAX不可)

受講申込書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホームページより印刷し、必要事項をご記入ください。</li><li>・ 旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付ください。 (例：現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票)</li></ul>
写真 1 枚	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 胸上タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影した背景無地・無帽・正面・上三分身のものを申込書に貼付けてください。</li></ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受講の一部科目免除のある場合は、必ず有資格証(写)を添付ください。申込み時に添付が無ければ、全科目受講の扱いとなります。</li></ul>

【受講料】前納制になります。窓口・現金書留・振込にて納付ください。

	支払先
窓口	受講申込書に受講料を添えて直接お申込みください。
現金書留	受講申込書と受講料を同封の上、現金書留にて中弘分会へお送り下さい。 インボイス領収書を、講習当日に会場受付でお渡しいたします。 ※事前に領収書が必要な際は、返信用封筒(切手を添付したもの)を同封のうえお申込み下さい。
振込	[振込先] 青森みちのく銀行 弘前市役所出張所 普通 1148778 建災防中弘分会(ケンサイボウチュウコウブンカイ) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 受講申込書は郵送で中弘分会へお送りください。</li><li>・ 領収書につきましては、振込明細書をもちまして領収書に代えさせていただきます。別途、インボイス領収書が必要な場合は申込書を送付する際にメモ等でお知らせください。講習当日に会場受付でお渡しいたします。</li></ul>

申込完了後、「受講票」をFAXまたはメールいたします。

FAXがない方はメールでお送りいたしますので、申込書へアドレスをご記入ください。

領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

## 7. 注意事項

- (1) 講習の日時及び会場は、お間違いのないようご注意ください。
- (2) 一部科目免除のある方は必ずカリキュラムを確認し、該当する時間帯の講義開始前に受付をしてください。
- (3) 講習開催日の1週間前以降のキャンセル及び欠席の場合は、返金できません。  
連絡も無く欠席した場合は、テキストの送付もできませんのでご了承ください。

- (4) 受講当日、会場受付にて本人確認をいたします。「受講票」と一緒に、身分証明書の原本（運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示ください。
- (5) 業務規程により受講時間が定められており時間厳守といたします。  
遅刻・途中退席された方は修了試験を受けることができません。
- (6) 携帯電話による通話及び操作は休憩時にお願いいたします。
- (7) 筆記用具（鉛筆又はシャープペン、消しゴム、マーカー等）は各自ご用意ください。

## 8. お問い合わせ・申込先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 中弘分会

〒036-8344 弘前市長坂町 14-1 中弘南黒建設会館内

TEL 0172-35-6363 FAX 0172-35-6368

e-mail : kenkyo\_cn2@beach.ocn.ne.jp

